　　9.　公共サービス労働者の総結集と組織強化

(１)　組織強化・拡大にむけた取り組み

【組織強化・拡大のための体制づくり】

1.　自治労の組織人員は、減少傾向に歯止めがかかっておらず、2023登録納入確定においても前年度に引き続いて▲２％超となる危機的な組織実態にあります。県本部は本部と危機感を共有するとともに、新規採用者の獲得と単組運動の活性化を最優先の課題とします。そのため、第15次組織強化・拡大のための推進計画（以下、「組強計画」）を実効あるものとすることをめざし、以下の取り組みを進めます。

　(１)　県本部

　　　①　組強計画に基づき、初年度の活動方針の明確化をはかります。同時に、県本部組織行動委員会の活動の豊富化をめざします。

　　　②　定期的・計画的な単組オルグの実施や単組に対する情報提供・活動支援のほか、単組との情報交換の機会を設けることによって具体の要望や意見の把握等を行います。

　　　③　「2022－2023年県本部組織拡大行動計画」の総括を行い、２月までに本部に報告します。

　(２)　単　組

　　　①　県本部との連携のもと、単組活動底上げシートなどを活用し、初年度の課題を設定します。

　　　②　会計年度任用職員や高齢層職員など、同じ職場で働くすべての仲間の組織化方針を確認します。

2.　県本部は、11月27日に実施される連合「ワークルール検定」を活用します。

【新規採用職員等の組織化】

3.　新規採用者100％加入と若年層未加入者対策の強化にむけて、以下の通り取り組みます。

　(１)　単　組

　　　①　新採未加入者への取り組み状況を確認しつつ、職場全体での声掛けやオルグで、全員加入をめざして粘り強く取り組みます。

　　　②　新入組合員が組合活動を実感するため、確定期を中心に職場課題についての意見交換や学習会などに取り組みます。

　　　③　2023年度新採対策の総括を行うとともに、2024年度にむけたスケジュールや体制づくりなど、早めの対策に取り組みます。

　(２)　県本部

　　　①　「新採対策重点単組」をはじめ各単組の取り組み状況を定期的に集約・把握した上で、さらなる未加入者対策を行うことを単組に要請するなどの支援に取り組みます。

　　　②　本部が10月に開催する新採対策会議を受け、単組オルグを実施するとともに、2024年度新採対策会議を開催します。

　(３)　本　部

　　　①　2024年新採加入の具体的対策を進めるための新採対策会議を、10月は県本部を対象に、１月は県本部と単組を対象に開催されます。積極的に参加し、取り組みの意思統一をはかります。

　　　②　県本部が指定した「新採対策重点単組」への支援について確認し、必要に応じて県本部とその内容を検証します。また、取り組み状況や課題等についてのオルグを継続し、県本部と連携してさらなる組織率向上にむけた取り組みを進めます。

　　　③　６月、９月調査の「新規採用者組織化状況調査」の結果を踏まえ、県本部と加入率向上について対策を協議します。その上で、2024年度にむけた課題を明らかにし、対策の強化をはかります。

【高年齢層職員の組織化】

4.　再任用職員を含めた高年齢層職員の組織化については、定年引き上げの移行期間が開始し2032年度に完了すること、とりわけ初年度にあたる2024年３月までの取り組みが以降の組織化に大きく影響することを踏まえ、単組・県本部・本部における組織的重要課題と位置づけ、下記の取り組みを進めます。

　①　単組は、高年齢層職員の組織化方針を機関確認するとともに、説明会やライフプランセミナーの開催、説明資料の作成、意思確認の手法など、取り組みのスケジュールや手続きを確認します。

　　　とくに再任用職員を組織化対象としていない単組は、定年引き上げに伴う役職定年者等の組織化とあわせて、暫定再任用職員・短時間再任用職員に関する組織化方針を早急に確認し、組合加入に取り組みます。

　　　すでに組織化方針がある単組については、加入率の向上のためのオルグや説明会の開催など取り組みを強化します。

　②　県本部は、高年齢層職員の組織化方針を確立するとともに、再任用職員の組織化状況や退職者会との関係など、単組実情にあわせた支援を行います。

　③　県本部は、単組における再任用職員も含めた高年齢層職員の組織化方針の確立状況の集約を進め、オルグを通じて組織化方針の徹底と具体化をはかります。さらに、単組が直面する課題の把握を進め、組織化の推進にむけた情報提供と支援を行います。

【会計年度任用職員等の非正規労働者の組織化】

5.　県本部・単組は、非正規労働者の組織化が進んでいない実態を踏まえ、組織化の必要性を周知徹底し確定闘争から春闘期を通じて組織化に取り組みます。

6.　県本部・単組は「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動最終ステージ」を通じて、条例化を契機として組織化を進めます。

7.　「組合って力ですpart13」や「会計年度任用職員手引き」などを活用し、すべての非正規労働者の組織化に取り組みます。

8.　本部は、以下の取り組みを進めます。

　①　10月31日～11月１日に組織強化・拡大県本部担当者会議を開催し、法改正と連動した組織化を推進します。

　②　県本部・単組における非正規労働者の組織化を促進するため、役職員を単組に派遣します。

9. 県本部は、以下の取り組みを進めます。

　①　確定期の単組オルグを実施する中で、条例化と組織化についての進捗状況を点検し、取り組みが遅れている単組には支援を行い、課題についても必要な助言を行います。

　②　組織化の方針決定をし、積極的に進めている単組についても進捗状況を把握し、情報を共有します。また、単組オルグに取り組みます。

10. 自治体単組・単独単組・支部・分会・評議会等は、以下の取り組みを進めます。

　①　同じ職場で働く仲間の処遇改善を進めるため、条例化を契機とし組織化を進め、条例化にあたっては当事者の声に基づく要求書づくり・交渉を実施します。

　②　確定闘争において同一労働同一賃金の実現のため学習会・意見交換会を開催します。その際、未加入者にも声かけを行い組合の必要性や共済の優位性を伝え組織化につなげます。

　③　「会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト」に基づき点検を行い、課題を抽出し要求書にまとめ提出します。交渉には当事者が直接参画し、職場実態や現状を訴えることで労働条件の改善につなげます。

　④　確定闘争期の前後に当事者が参加しやすい場として、職場集会や交渉報告会等を設定し、加入拡大につなげます。

　⑤　組織内・協力議員と連携し、賃金・労働条件の改善や職場課題などの共有化をはかり議会対策を強化します。

【脱退防止・未加入者対策の強化】

11. 県本部は単組が把握している状況や脱退防止にむけた取り組み事例などを踏まえ、「組合脱退者対応の手引き」を活用します。また、県本部・単組と連携して、脱退防止・未加入者対策の事例収集と情報提供を行います。

12. 10月31日～11月１日に開催される「組織強化・拡大県本部担当者会議」に参加し、脱退防止・未加入者対策にむけた事例報告などの情報共有をはかります。

13. 県本部・単組は、「組織強化・拡大県本部担当者会議」での議論経過とともに、第15次組強計画における各ステップや「単組活動　底上げシート」、「組合脱退者対応の手引き」等を参考にして、単組活動の活性化と脱退防止・未加入者対策を強化します。

【競合対策の強化】

14. 2023年組織基本調査（2023年12月速報値）における競合単組の組織実態を踏まえ、具体的な対応方針を検討します。

15. 2024年１月の「新採組織化対策会議」とあわせ、「競合単組交流会（仮称）」に参加し、競合単組における組織実態や課題、対策などについて共有をはかります。

16．例年開催している組織競合交流集会が11月に二本松市で開催されます。県本部は、これを支援し、二本松市職労から積極的に参加し、学習と交流を深めます。

【公立・公的病院の組織対策・組織化】

17. 単組は、年内中に新規採用者等の加入対策会議を開催し、新採100％加入にむけた取り組みを行います。また、コロナ禍における新採未加入者を点検し、非正規職員、再任用・再雇用職員を含め、個別に声掛けを行うなど加入促進活動を積極的かつ継続的に行い、未加入者を放置しない取り組みを進めます。

18. 単組・県本部は、「公立病院経営強化プラン」策定の動き、「重点支援区域」の申請、地域医療構想の議論などに注意を払い、再編統合や経営形態変更の動向について把握します。

　　計画が表面化した場合は、再編統合や経営形態の変更、競合問題の発生などに備え、「地域医療を守る福島県民会議」と連携した取り組みを展開します。

【全国展開組織の組織化】

19. 本部は引き続き、水道、図書館、保育・学童保育、給食などの管理・運営を全国規模で受託している企業の組織化に取り組みます。リストアップした対象企業について連合福島や県本部、関係評議会と連携して、従業員からの情報収集と経営者対策を進めます。

【次世代育成と教育研修制度の強化】

20. 県本部は、単組の担い手育成を支援するため労働学校など各種教育研修を実施し、単組間のつながりの強化をはかり、講師派遣・紹介や資材提供などの支援を行います。

21. 産別ネット・じちろうネットに開設している教育研修ポータルについては、引き続き単組・県本部で活用できる学習動画・研修企画素材の積極的な活用に努めます。

【ジェンダー平等の推進】

22. 「自治労ジェンダー平等推進計画」に基づき、以下の取り組みを進めます。

　(１)　単組・県本部

　　　①　社会的性差である「ジェンダー」差別を解消すべく、ＬＧＢＴＱ＋にかかる取り組みも含めた計画を策定します。単組においても計画策定に努めます。

　　　②　ジェンダー平等推進委員会など計画を推進する委員会を設置し、定期的に委員会を開催します。

　　　③　執行委員会への女性役員の参画や機関会議への女性代議員参画など目標達成にむけた取り組みに着手します。

　　　④　次代の担い手育成や女性役員の発掘のため、組合への接点を増やし、関心のあるテーマでの学習会などを行います。

　(２)　本　部

　　　　県本部のジェンダー平等推進委員会への参加などを通じて状況を把握し、必要に応じて計画推進を支援します。

23. 県本部は、性的指向や性自認についての基本的な知識を共有するとともに、ハラスメントやアウティングについての理解を深めるため、12月に開催されるセミナーに参加します。

24. 本部は、ＬＧＢＴＱ＋当事者団体による助言を受けながら、ＬＧＢＴＱ＋についての基本的な知識を共有、理解した上で自治労における課題についての対応指針の策定に2023年末を目途に着手します。

25. 本部は、ジェンダー平等を推進するため、2024年度のキャッチコピーを組合員に募集し~~、~~応募します。

26. 本部は、男性の育児休業取得をはじめ長時間労働の解消など、ワーク・ライフ・バランス推進のため、「Let's challenge地方公務員のための両立支援ガイドブック」の改訂に着手します。

27. 単組は、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法の事業主行動計画の目標達成にむけ、長時間労働の是正や女性管理職比率の向上など取り組みを強化します。

28. 単組は、2023男女平等推進闘争の獲得目標である男性の育児休業等の取得促進や、不妊治療休暇を取得しやすい職場環境の醸成などの進捗を確認しながら、確定期においても積み残し課題の実現にむけ継続して取り組みます。

29. 連合が10月27日に東京で開催する「2023ジェンダー平等推進中央集会」に積極的に参加します。

【広報・文化活動の拡充と情報化の推進】

30. 単組の情宣担当者を対象とする「情報宣伝セミナー（初級）」を、「Word新聞の作り方」「パワーポイントでビラ作り」をテーマに、10月下旬にウェブで開催されます。県本部は、積極的に参加します。

(２)　各部門・横断組織の取り組み

【現業労働者の取り組み】

1.　本部は、現業職場に山積する課題解決にむけ、「現業セミナー」が11月に開催されます。県本部は積極的に参加し、討論を深めます。

2.　救済申し立てなどを行う際に、労働組合法に規定する労働組合規約の要件に不備があることを理由に受理されないケースが見受けられることを踏まえ、県本部・単組は、各単組の定期大会・総会が開催される時期にあわせ、現業評議会規約の点検・整備に取り組みます。

3.　県本部現業評議会における会計年度任用職員等の組織化の状況を確認し、単組実態を踏まえた組織化の推進に取り組みます。

4.　本部は、ジェンダー平等の推進にむけ、三役・常任幹事を通して10月から調査を実施するなど現業職場における実態を把握し、今後の取り組みに繋げます。

5.　県本部は、清掃部会などにおいて、持続可能な資源循環型社会の実現にむけ、「プラスチック資源循環促進法」などが確実に運用されるよう、各単組における課題などの共有化をはかり、課題解決にむけ取り組みます。

6.　年末・年始の繁忙期に発生が懸念される労働災害の撲滅とさらなる労働安全衛生活動の活性化を目的に、本部は、12月１日を全国統一行動日として「2023現業職場から労働災害を一掃する職場集会」について、県本部・単組は、すべての単組における集会開催に取り組みます。

【公営企業労働者の取り組み】

7.　ＰＦＩ/コンセッション方式の導入を阻止するとともに、全国に波及させないよう、本部との連携を強化するとともに、上下水道事業体への対策に取り組みます。

8.　本部は、１月に「さきがけ公企塾」を西日本（広島県予定）で開催し活動家育成と同時に多くの組合員が権利を知り役員としての知識を共有することをめざします。

9. 　公有公営の意義や８月１日「水の日」の周知を目的とした「第39回自治労水週間」の県本部での取り組みについて検証を行います。

【衛生医療労働者の取り組み】

10. ５類見直し後も現場では、引き続きコロナ対応および、感染防止対策が行われていることを踏まえ、県本部・単組は防疫等作業手当の特例支給の見直しにあたっては、人員確保の観点からも丁寧な協議・交渉を求め、組合員の合意を基本とした取り組みを進めます。

11. 新型コロナウイルス感染症等をはじめとする、感染拡大防止のために職場から出勤停止を指示された場合は、職務専念義務免除または特別休暇となるよう取り組みを行います。病気休暇とせざるを得ない場合には、取得要件を明確にするとともに、非正規労働者も有給の休暇とするよう求めます。

12. 2023年４月から医療職俸給表(三)の級別標準職務表の見直しが行われました。単組は、現在の級別標準職務表およびその運用状況を点検し、本部衛生医療評議会の施設調査を参考に、より上位の級に昇格できるよう改善を求めるとともに、医療職給料表(二)を含む他の給料表についても改善を求めます。

13. 本部が実施する衛生医療職場における課題を把握するためのアンケート調査に協力し、現場の労働条件改善や国会対策、省庁要請、世論喚起にむけたアピールに取り組みます。また、それらの結果をもとに、職場環境の改善に活用します。

【社会福祉労働者の取り組み】

14. 本部は「社会福祉協議会ネット総会」、「社会福祉事業団労組協議会総会」を10月28日に東京で開催します。地域福祉や福祉サービスの担い手である社会福祉協議会や社会福祉事業団の組織維持・強化拡大、取り組み課題について意思統一を行うため、積極的に参加します。

【障害労働者に関する取り組み】

15. 本部は、自治労障害労働者全国連絡会（障労連）を中心に、県本部・単組と連携して、差別禁止指針と合理的配慮指針、および合理的配慮指針事例集などを活用し、実効性を高めるために取り組みます。

16. 単組は、2024年４月に引き上げられる公務部門における法定雇用率（2.8％）の確実な達成にむけ、計画的な採用を求めます。また、募集・採用にあたっては、差別の禁止と合理的配慮の提供の徹底を求めるとともに、障害の種類によって制限することのないよう求めます。

17. 採用後は、職場の環境や対応に起因する離職者が生じることのないよう、職場内の作業や移動の負担軽減・体調への配慮、人的支援や必要な機器の導入など、働き続けられるための環境整備を求めます。

18. 本部は、「第42回自治労障害労働者全国連絡会総会」を12月１～２日に東京で開催し、自治労としての取り組み課題について意思統一をはかります。

【県職共闘の取り組み】

19. 人事委員会勧告や交渉状況など確定闘争の情報を単組間で適宜共有するとともに、さらなる勤務・労働条件の向上にむけて積極的に取り組みます。

20. 本部は、新規採用者組織化対策のため、12月開催の代表者会議に参加します。2023年度から県職共闘として指定している「新採対策重点県職」の取り組み総括および青年層役員における意見交換会の意見等について報告し、2024年度にむけた意思統一を行います。

21. 県職共闘の各職能別組織において、政策実現と予算要求のため、関係省庁への2024年度政府予算要請行動に取り組みます。

【町村労働者の取り組み】

22. 単組は「組合員ノート」を活用し、賃金と権利の学習活動に取り組み、自治体確定闘争に結集します。また、現業・公企統一闘争への結集にむけた意思統一をはかります。

2~~8~~. 自治体確定闘争を見据え、「町村職賃金闘争・組織強化拡大交流集会」を10月13日に開催し、確定闘争の意義の再確認、ハラスメントについての学習をはじめとする組織強化・拡大にむけた取り組みの前進をはかります。

24. 自治労未加盟町村の近隣単組は、町村評が2023年７月に実施した未加盟・未組織町村の自治労加入に関する調査をもとに、県本部・本部との連携を深めながら自治労加盟および組織化にむけたアプローチを再開し、新規自治労加盟にむけた取り組みを開始します。

【公共民間労働者の取り組み】

25. 本部は、10月９日に公共民間評幹事会を開催し、2023秋闘方針を決定します。また、評議会四役が地連評議会に対する秋闘オルグを実施します。

26. 県本部・県本部公民評等は、すべての単組で秋闘に取り組めるよう単組オルグ等を通じて情報共有や要求書作成など闘争を支援します。

27. すべての単組は、本部の秋闘方針を参考に秋闘方針を決定し、取り組みます。また、春闘にむけた準備を進めます。

28. 自治体準拠の単組は、自治体単組の賃金確定を踏まえ、賃金引き上げや労働条件の改善に取り組みます。

29. 本部が2024年１月20～21日、東京で2024公共サービス民間労組評議会春闘集会（以下2024公民評春闘集会）を開催します。県本部は積極的に参加します。

30. 各自主交流組織は、課題の共有と活動の活性化をめざし交流会を開催します。

31. 単組は、10月までに年休取得状況を把握します。年５日以上の確実な取得とともに12月末までに完全取得をめざし、労働安全衛生委員会を活用するなど取得促進に取り組みます。

32. 単組は、組強計画に基づき、単組活動の活性化にむけて県本部との連携による単組計画の策定を行います。

33. 県本部・県本部公民評等は、「単組活動チェックリスト（公民評版）」を活用して単組の現状を把握します。定期的な単組オルグを行い、単組の活性化にむけた支援および脱退・解散防止に努めます。

34. 単組は、通年的に新規採用職員、未加入者、非正規労働者の組合加入に取り組みます。とくに新規採用者については、県本部と連携し加入対策を進めます。

35. 公共民間評は、賃金・労働条件の改善をはじめとする全国一般評との共通する課題について、地域における連携した取り組みを進めます。

36. 公共サービスの質と労働条件の確保にむけて公契約条例の制定を自治体単組、連合地協などと連携し推進します。

37. 福祉・公共サービス民間労働者の処遇改善と組織化にむけ、以下の取り組みを進めます。

　①　公共民間、社会福祉協議会、社会福祉事業団、福祉関係の各単組は、全職員の過半数要件を満たしているか確認し、新規採用者の全員加入や非正規労働者などの組織拡大に積極的に取り組みます。

　②　単組は、自治体予算の確定前に委託費の確保などについて自治体単組と連携し自治体への要請等を行います。

　③　県本部は自治体単組と福祉・公共民間単組との意見交換・交流の場を設定します。その際、未組織団体にも参加を促すなど組織化につなげます。

　④　県本部は、社協労組の強化・拡大を目的に、2024公民評春闘集会とあわせて単組交流の場を設置します。

　⑤　県本部・本部は、福祉・公共民間労組の強化・拡大について、10月28～29日に開催される2024年度自治労全国介護・地域福祉集会や部会総会、2024公民評春闘集会等を活用し、関係する評議会と協力・連携して取り組みます。

【国保連合会労働者の取り組み】

38. 国保労組協議会は、「自治労の４つの視点」の考え方を基軸に、以下の課題について、10月から12月にかけて、厚生労働省、国保中央会およびデジタル庁に対し、組織内国会議員、政策協力国会議員と連携しながら意見交換、要請行動に取り組みます。県本部は、要請に応じて参加します。

　①　社会保険診療報酬支払基金の改組にむけて、改組後の組織と国保連合会・国保中央会のあり方についても検討されるため、雇用、賃金・労働条件を確保する観点から取り組みます。

　②　国保総合システムの保険者共同処理系と国保事務処理標準システムとの機能分担、ガバメントクラウドへの移行については、保険者支援業務が過度に合理化され、職場基盤の弱体化につながることのないように取り組みます。

　③　「審査領域の共同利用に向けた今後の進め方」では、国保固有のコンピューターチェック機能の取り扱いや画面審査機能のあり方について、クラウド化が先行する社会保険診療報酬支払基金のシステムに引き摺られ、国保固有の機能や業務要件がないがしろにされることのないように取り組みます。

39. 国保労組協議会は、国保総合システムの2024年度更改や社会保険診療報酬支払基金とのシステム共同利用機能の共同開発に要する財源を確保するため、12月に2024年度対政府予算要請行動を実施します。

【全国一般労働者の取り組み】

40. 全国一般秋季年末闘争は、10～11月を集中月間とし、2023年末一時金３ヵ月以上、または70万円以上を基本とし、労働時間短縮、年末年始休暇増、事前協議・同意約款の締結などの要求を掲げて組織拡大に取り組みます。

41. 2024春闘の要求づくりにむけて、10～11月に、全組合員を対象とした「賃金実態調査」「生活実態アンケート」を実施します。全国一般評は、12月に春闘討論集会、１月に地方労組代表者会議を開催し、2024春闘の要求と体制の確立をはかります。

42. 闘争中の職場について、全国一般の地方労組・評議会・横断的組織が一体となって支援を行います。

43. 憲法改悪に反対し、中央・地方における諸行動や、護憲大会などに地方労組は積極的に参加します。また、原発の再稼働と新増設の反対を求め、県平和フォーラムや市民団体と連携して運動に取り組みます。

44. 全国一般評は、春闘にむけて、賃金・労働条件の改善や、労働契約法を活用した取り組みなどの共通の運動課題について、公共民間評議会との連携を強化します。

【女性労働者の取り組み】

45. 健康で働き続けられる職場づくりのため、11月に行う組織実態調査結果等を活用するとともに、１～３月を「女性の働く権利確立運動強化月間」と設定し、「生休・年休アンケート」に基づく長時間労働の撲滅や人員増、職場改善要求の取り組みを進めます。あわせて学習や職場での権利取得、独自要求闘争などに取り組み、総点検・総学習・総実践の活動を進めます。

46. 県本部・単組は独自アンケート等を実施し、その結果を踏まえて、定年引き上げや非正規労働者の労働条件の改善にむけて、女性部独自要求や基本組織への意見反映により、働き続けられる職場づくりにむけた取り組みを進めます。

47. 本部は、各県本部の取り組みの成果と課題を全体化するための学習・交流資料として、11月に「じちろう女性部特集号」を発行されます。~~各~~県本部・単組は、特集号を活用し、運動の前進につなげます。

48. 確定闘争および春闘にむけ、地連・県本部・単組で生活・職場実態点検や賃金実態調査等に取り組み、要求討論を深めます。11月24日に「2024春闘勝利*！*　青年女性中央春闘討論集会」、12～１月に「地連別青年女性春闘討論集会」~~を~~が開催されます、単組の運動や権利実態の交流などから独自要求行動を強化します。

49. 憲法改悪を阻止し、安全保障関連法や「共謀罪」法、重要土地等調査規制法の廃止にむけ、各県・単組で地域と連帯した19日行動や８の日行動などに取り組みます。また、平和フォーラムに結集し、反戦・平和・脱原発の取り組みを進めます。12月７～９日に「青年女性オキナワ平和の旅」~~を~~が開催されます、沖縄戦の史実・実相を学び、普天間基地の早期返還を求め、辺野古新基地建設に反対する運動に連帯して平和運動を強めます。

50. 女性活動家の育成と女性部組織の強化にむけて、「女性労働学校（前期）」を10月に開催されます。ウェブや動画などの活用も含め、参加しやすく、身近に学習できる体制づくりを行います。

51. 「第24回青年女性中央大交流集会」にむけ、県本部実行委員会を立ち上げます。コロナ後の働き方や定年引き上げを見据えた働き方、人員配置など、職場実態を把握し、要求行動や運動交流など交流集会運動を進めます。また、確定闘争、春闘、政治闘争を通じて参加体制を確立し、組織強化につなげます。

52. 10月27日に連合が開催する「2023ジェンダー平等推進中央集会」に積極的に参加します。また、自治労参加者集会へも参加し、女性の労働権確立の学習や取り組み交流など、ジェンダー平等社会の実現、女性の積極的な労働組合参画にむけた議論につなげます。

【青年労働者の取り組み】

53. 本部は、県本部・単組運動の前進のため、10月に拡大青年部長会議を開催し、県本部・単組における具体的な運動事例や学習ツールの共有を行うとともに、今後の具体的な取り組み内容について討論・意思統一を行います。また、県本部は協議内容や全国の特徴的な取り組みなどを県内で積極的に共有し、単組の実践につなげます。

54. 本部は、青年活動家の育成と青年部組織の強化のため、10月に「青年労働学校（前期）」が開催されます。県本部は積極的に参加します。

55. 幅広い仲間の自治研活動への参加と、「第40回地方自治研究全国集会（しまね自治研）」へ参加します。

56. 本部は、11月24日に「2024春闘勝利*！*　青年女性中央春闘討論集会」、12～１月に「地連別青年女性春闘討論集会」を開催し、生活・職場実態点検から2024春闘期の要求確立にむけ討論を深めます。また、職場・単組・県本部・地連での学習や討論・交流を通じた要求づくりを進めます。

57. 12月７～９日に「青年女性オキナワ平和の旅」~~を~~が開催されます、沖縄戦の史実・実相を学ぶとともに、普天間基地の早期返還を求め、辺野古新基地建設に反対する運動に連帯して平和運動を強めます。

58. 2024年１月の「第１回青年部長会議」に参加し、2023確定闘争の総括と地連別青年女性春闘討論集会の集約から、青年部方針を補強します。

59. 2024年夏の「第24回青年女性中央大交流集会」の成功にむけ、県本部実行委員会を立ち上げます。生活・職場実態にこだわり、職場課題や単組の取り組みを全国の仲間と共有し、単組・県本部の運動の実践につなげるため、参加体制の確立や集会事前・事後の取り組みを追求し、交流集会運動の前進と自治労組織全体の組織強化をはかります。

60. 2023年度新規採用職員や中途採用者、未加入者の組織化対策に主体的に取り組みます。

61. 「助け合いの制度」であるじちろう共済について、本部作成の動画も活用しながら、幹事会や会議・集会の場において学ぶ機会を設けます。とりわけ、新規・中途採用者や未加入者の同時加入に取り組むとともに、青年層に有利なマイカー共済・団体生命共済への加入促進に取り組みます。

【自治体非正規労働者の取り組み】

62. 自治体確定闘争とあわせ、「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動最終ステージ」の一環として臨時・非常勤等職員の処遇改善と賃金・労働条件のための取り組みを進めるため10月28日にウェブ開催される「秋闘勝利*！*中央総決起集会」に参加します。

63. 本部は、ウェブスキルアップ講座を会計年度任用職員の組合員、単組役員等を対象として毎月開催しています。交渉力の強化と賃金・労働条件の改善につなげるため、積極的に参加します。

64. 本部は、地連別ウェブ意見交換会（第２弾）を９月から開催しています。その際、未加入者にも声かけを行い、加入につなげます。

65. 県本部は単組の組合活動の強化・活性化をはかるために、交流会や勤勉手当支給の条例化にむけた学習会などを開催します。

66. 単組は、本部の「会計年度任用職員制度の整備状況チェックリスト」に基づき点検を行い、到達していない労働条件がある場合は、自治体単組と連携し、要求・交渉を確実に実施します。

【学校事務労働者の取り組み】

67. 給食費の公会計化や就学援助制度の拡充等をはじめとした財源を確保するよう政府予算要請に取り組みます。

68. 第23回全国学校事務集会を職場課題の共有と交流を目的に１月27日に開催されます。県本部は積極的に参加します。

【全国消防職員協議会（全消協）との連携強化】

69. 本部は、消防職員の団結権獲得および消防職場の課題について、引き続き総務省・消防庁との定期協議を全消協と連携しながら行うとともに、政党・国会対策を強化します。さらに、「自治労消防政策議員懇」と連携し、10月に総務省・消防庁への要請行動を実施します。

70. 消防職員の組織化と運動の強化にむけて、以下の取り組みを進めます。

　①　本部は、新規単協の立ち上げなど、県本部と連携しながら組織拡大にむけた取り組みに対する必要な支援を行います。また、共済の利用拡大と組織化を一体のものとして進めます。

　②　県本部・単組は、県消協と連携し、引き続き新規採用者の単協加入とじちろう共済（団体生命共済）への同時加入に取り組みます。あわせて、未加入者の組織化にむけて、全消協が作成したオルグリーフ等を活用するとともに、協力議員と連携し、首長・消防長・議会対策を行います。

【全日本自治体退職者会（自治退）の組織拡大・強化支援の取り組み】

71. 本部・県本部・単組は、全日本自治体退職者会（自治退）の組織拡大にむけ、以下の支援を行います。

　①　県本部は、退職者会未設置自治体単組に対し、計画的に新規結成をめざす現退共同オルグを実施します。また、自治体単組単位で退職者会の結成が困難な場合には、都道府県規模でつくる個人加入退職者会の結成を支援し、加入促進に取り組みます。

②　退職者会が存在する単組は、退職者会と連携して、新規退職者の退職者会加入にむけ取り組みます。また、再任用者については単組の組織方針を基礎に退職者会と協議して取り組みます。

③　単組は、じちろう共済制度の退職後利用と安心総合共済加入を組織強化の基盤に位置づけて取り組みます。また、退職予定者のじちろう退職者団体生命共済への高率移行にむけた周知行動を強化します。

　④　県本部は、自治退と連携し、単組での退職者組織の結成と加入促進のため、必要な支援を行います。

72. 本部・県本部・単組は、反戦平和についても、自治退と連携して取り組みます。